

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について
【合意内容】

1 基本方針

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」が成立し、国の関与や人員移管、財源等の課題が解決されることを前提として平成26年度中の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進める。

2 特定広域連合を設立する場合のイメージ

(1) 設立のねらい

- 地方分権改革を前進させるため、国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を担う。
- あわせて、中国地方における広域行政の実施主体の役割を担う。

(2) 移譲を受ける出先機関

- 当面、経済産業局を対象として移譲を受ける。
- 地方整備局及び地方環境事務所については、今後の検討対象とする。
- さらに次の段階では、現時点では国において検討がなされていない厚生局、運輸局及び農政局についても検討対象とする。

(3) 持ち寄り事務

- 広域連合で行うことにより、効果的・効率的な事務・事業の実施が可能となり、住民サービスの向上が見込めるという観点から、「広域防災」及び「広域医療（ドクターヘリの運航調整）」を中心に詳細な検討を行う。

3 今後の進め方

- 合意内容について、各県において議会に説明した上で、国に対して意思表示を行う。

平成24年6月1日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	石井正弘
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	二井関成